

国民健康保険

越ヶ谷町財政の更正を図るため、昭和10年1月に町民有志が至誠会という無尽講を設立した。納税成績も向上し、流動資金ができたことから、国民健康保険の先駆けとなる医療共済を目的とする「順正会」を同年12月に成立させた。当時の会員数は91人、被保険者数489人と少なかったが、昭和11年には「越ヶ谷順正会」と名称を改め、昭和12年には会員数770人、被保険者数4,500人と会員数は増加し、相互扶助の理解と実行が実を結ぶに至った。昭和13年、国はこの制度を参考として国民健康保険法を公布し、同年7月1日よりこの法律が実施された。そして法律施行と同時に、越ヶ谷順正会国民健康保険組合を設立、翌14年には、大相模村川柳村、その翌年荻島村と年を重ねるごとにこの制度は広がっていった。この功績をたたえ、市役所敷地内に「相扶共済」と銘が刻まれた石碑が建っており、その碑文の中で「国民健康保険発祥の地なり」と記され、先人の偉業が顕彰されている。

7-22. 国民健康保険加入状況

各年度末

年度	被保険者数 (人)	加入率 (%)	国保世帯数 (世帯)	加入率 (%)	被保険者数の内訳 (人)	
					一般	退職
令和2	69,532	20.13	46,090	29.03	69,532	0
3	66,733	19.36	44,748	28.02	66,733	0
4	62,777	18.26	42,839	26.61	62,777	0
5	59,828	17.46	41,531	25.58	59,828	0
6	56,477	16.51	39,778	24.26	56,477	0

資料：国保年金課

7-23. 国民健康保険税賦課基準

(医療分)

区分	令和5年度		6年度		7年度	
	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)
所得割	63.12%	7.80%	60.90%	7.50%	62.00%	7.50%
均等割	36.88%	29,000円	39.10%	31,900円	38.00%	31,900円

(介護分)

区分	令和5年度		6年度		7年度	
	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)
所得割	59.96%	2.20%	59.47%	2.20%	60.27%	2.20%
均等割	40.04%	11,500円	40.53%	12,000円	39.73%	12,000円

(支援金分)

区分	令和5年度		6年度		7年度	
	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)	賦課割合	税率(額)
所得割	59.61%	2.45%	59.04%	2.50%	60.49%	2.50%
均等割	40.39%	10,500円	40.96%	11,500円	39.51%	11,500円

(注) 賦課割合は、当初賦課時点での割合

資料：国保年金課

7-24. 国民健康保険事業状況

(1) 事業費

(単位：千円)

区 分		令和4年度	5年度	6年度
平均被保険者	世帯（世帯）	44,265	42,415	40,996
	人員（人）	65,535	61,777	58,625
収入額		31,238,824	30,042,559	29,517,904
支出額		30,609,428	29,420,756	28,590,619
保険税 (現年度)	調定額	7,043,439	6,522,793	6,436,564
	収納額	6,467,090	6,026,438	5,970,694
	収納率(%)	91.83	92.40	92.76

資料：国保年金課

(2) 給付等（退職者医療分含む）

(単位：千円)

区 分	令和4年度	5年度	6年度
	金額	金額	金額
療養給付費	17,565,459	16,955,289	16,280,435
療養費	183,481	175,510	183,045
高額療養費等	2,587,007	2,541,938	2,508,029
その他給付	161,507	134,441	142,563
合 計	20,497,454	19,807,178	19,114,072

資料：国保年金課